

平成 1 0 年臨時第 3 回

新 得 町 議 会 会 議 録

開 会 平成 1 0 年 5 月 1 9 日

閉 会 平成 1 0 年 5 月 1 9 日

新 得 町 議 会

第 1 日

平成10年第3回
新得町議会臨時会
平成10年5月19日(火曜日)午前10時開会

○議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
		諸般の報告
		町長行政報告
3	報 告 第 1 号	専決処分の承認について
4	報 告 第 2 号	専決処分の承認について
5	報 告 第 3 号	専決処分の承認について
6	議 案 第 3 3 号	町税条例の一部を改正する条例の制定について

会議に付した事件

- 会議録署名議員の指名
- 会期の決定
- 諸般の報告
- 町長行政報告
- 報告第 1 号 専決処分の承認について
- 報告第 2 号 専決処分の承認について
- 報告第 3 号 専決処分の承認について
- 議案第 3 3 号 町税条例の一部を改正する条例の制定について

○出席議員(18人)

- | | |
|----------------|----------------|
| 1 番 吉 川 幸 一 君 | 2 番 菊 地 康 雄 君 |
| 3 番 松 尾 為 男 君 | 4 番 小 川 弘 志 君 |
| 5 番 武 田 武 孝 君 | 6 番 広 山 麗 子 君 |
| 7 番 石 本 洋 君 | 8 番 能 登 裕 君 |
| 9 番 川 見 久 雄 君 | 10 番 福 原 信 博 君 |
| 11 番 渡 邊 雅 文 君 | 12 番 藤 井 友 幸 君 |
| 13 番 千 葉 正 博 君 | 14 番 宗 像 一 君 |
| 15 番 竹 浦 隆 君 | 17 番 森 清 君 |
| 18 番 金 沢 静 雄 君 | 19 番 黒 沢 誠 君 |

○欠席議員（１人）

20番 湯 浅 亮 君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町		長	齊 藤 敏 雄 君
監 査 委 員		吉 岡 正 君	

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助 入 役		鈴 木 政 輝 君
収 入 役		川 久 保 功 君
総 務 課 長		清 水 輝 男 君
企 画 調 整 課 長		長 尾 正 君
税 務 課 長		小 森 俊 雄 君
保 健 福 祉 課 長		佐 々 木 裕 二 君
庶 務 係 長		武 田 芳 秋 君
財 政 係 長		阿 部 敏 博 君

○職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長		佐 藤 隆 明 君
書 記		桑 野 恒 雄 君

開会の宣告

副議長（黒沢 誠君） 本日の欠席届出議員は、20番、湯浅 亮君であります。
ただいまから、本日をもって招集されました平成10年臨時第3回の新得町議会を開会いたします。

（宣告 10時00分）

開議の宣告

副議長（黒沢 誠君） ただちに会議を開きます。
議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

副議長（黒沢 誠君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、13番、千葉正博君、14番、宗像 一君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

副議長（黒沢 誠君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（黒沢 誠君） 異議なしと認めます。
よって、会期は、本日1日と決しました。

諸般の報告

副議長（黒沢 誠君） 諸般の報告は、朗読を省略します。
別紙お手もとに配布のとおりでありますので、ご了承願います。

行政報告

副議長（黒沢 誠君） 次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。町長、斉藤敏雄君。

〔町長 斉藤敏雄君 登壇〕

町長（斉藤敏雄君） 4月15日、臨時第2回町議会以後の行政報告を行います。
同じ4月15日には、先の長野オリンピックで活躍をされました宗像紀子選手の町民

栄誉賞の贈呈式と合わせて、オリンピック出場を賛える会を開催をいたしました。

また同じ日ではありますが、第65回新得町農業協同組合の通常総会が行われました。8期24年にわたって組合長を勤められました、岩野勝氏が退任をいたしまして、代わって伊藤政光氏が組合町に就任をいたしました。

また同じ日ではありますが、町民温水プール外構工事の工事入札を行いまして、随意契約による落札となりました。

4月17日には、国有林野事業の組織体制等に関する中央要請ということで、これは道内の営林署所在の市町村長が、林野庁並びに関係の国会議員の先生のほうに、合理化に関する陳情をいたしたところでもあります。

次のページのまいりまして、後段のほうではありますが、4月21日には市町村長と関係機関との行政懇談会ということで、開発建設部並びに十勝支庁との、合同の行政懇談を行っております。

3ページにまいりまして、これも後段ではありますが、4月23日には道路防塵処理工事以下3件の工事入札を行いまして、それぞれ落札をいたしております。

4ページにまいりまして、これも後段ではありますが、4月27日には平成10年度の狩勝寿事業団の定期総会が行われまして、理事長に倉科功氏が専任をされております。

5ページにまいりまして、5月6日には新得共同作業所の開設をいたしました。これは、町内の知的障害あるいは精神障害者の、社会参加を目指すための軽作業の共同作業所でありまして、週4回、8名のかたがたが、これに参加をいたしております。

5月7日は、主要道夕張新得線の建設促進期成会の総会と合わせて、整備の促進要請を、道土木部並びに札幌土木現業所に行ってきたところでもあります。

6ページにまいりまして、5月8日には日本サミコンの石塚社長と、三ツ輪ヒューム管の常務が、表敬訪問で来庁をいたしております。

また5月9日には、けいら整形外科医院の開院の記念パーティーが帯広で行われました。なお、5月15日から病院が開院をいたしております。

7ページにまいりまして、5月13日には平成10年度の開発行政に関する管内市町村連絡協議会が行われております。

また5月14日には、町民大学の寿教室の開講式が行われまして、年間15回の講座が開設されることになっております。

5月17日には、第50回の新得神社山の桜まつりが行われております。

以上であります。

[町長 齊藤敏雄君 降壇]

日程第3 報告第1号 専決処分の承認について

副議長（黒沢 誠君） 日程第3、報告第1号、専決処分の承認についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

[助役 鈴木政輝君 登壇]

助役（鈴木政輝君） 報告第1号、専決処分の承認についてご説明申し上げます。

次のページをお開き願います。専決処分書、平成9年度新得町一般会計補正予算専決第1号について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分するものであります。

次のページをご覧いただきたいと思います。平成9年度新得町一般会計補正予算専決第1号、この補正予算は第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,378万9千円を追加いたしまして、予算の総額を90億540万2千円とするものであります。第2条地方債の変更は、第2表地方債補正によるものであります。

3ページをご覧いただきたいと思います。第2表地方債の補正で、ユートムラウシ線橋りょう整備事業以下3本を変更するものでございます。

5ページ歳入をお開き願います。今回の補正は3月下旬にかけまして、歳入の額の決定があったものについて整理をいたしました。2款、地方譲与税、3款、利子割交付金、4款、地方消費税交付金、6ページの6款、特別地方消費税交付金、7款、自動車取得税交付金、8款、地方交付税、19款、町債についてそれぞれ補正をいたしております。

8ページ歳出をお開き願います。今回の補正の財源調整は、2款、総務費で減債基金への積立てを經常いたしております。3款、民生費では国民健康保険事業特別会計繰出金、老人保険特別会計繰出金を、それぞれ減額補正いたしております。6款、農林水産業費、8款、土木費では町債の補正に伴う財源移動の補正でございます。

なお、平成9年度末の減債基金の残高は5億5,014万5千円の見込みでございます。以上で説明を終わりますが、よろしくご承認をお願いいたします。

[助役 鈴木政輝君 降壇]

副議長（黒沢 誠君） これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

副議長（黒沢 誠君） これをもって質疑を終結いたします。
本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（黒沢 誠君） 討論はないようですのでこれから報告第1号を採決いたします。本案はこれを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

副議長（黒沢 誠君） 挙手多数であります。
よって本件は、これを承認することに決しました。

日程第4 報告第2号 専決処分の承認について

副議長（黒沢 誠君） 日程第4、報告第2号、専決処分の承認についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

[助役 鈴木政輝君 登壇]

助役（鈴木政輝君） 報告第2号、専決処分の承認についてをご説明申し上げます。

次のページをお開き願います。専決処分書、平成9年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算専決第1号について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分するものであります。

次のページをご覧いただきたいと思います。平成9年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算専決第1号、この補正予算は第1条で歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ1,675万4千円を減額いたしまして、予算の総額を6億883万1千円とするものであります。

4 ページ歳入をお開き願います。今回の補正は3月下旬にかけまして、歳入の額の決定があったものについて整理をいたしました。2 款、国庫支出金、3 款、療養給付費交付金、4 款、道支出金、5 ページ、5 款、共同事業交付金についてそれぞれ補正いたしております。

今回の補正の財源調整は7 款、繰入金の、その他一般会計繰入金を減額いたしております。

6 ページ歳出をお開き願います。2 款、保険給付費では実績によりそれぞれ減額と財源移動の補正をいたしております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご承認をお願いいたします。

[助役 鈴木政輝君 降壇]

副議長（黒沢 誠君） これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。18 番、金沢静雄君。

18 番（金沢静雄君） これは一般会計、特別会計、まだ後ろにあるんでございますけれども、共通したことになるかと思えます。

それは、先ほど、今、議決もらった一般会計の中では民生費が5,100 万円、これは全部、今、審議されている国民健康保険、あるいはまた老人保険にも、当然、絡むわけでございますけれども。これは、こうゆうふうには減額になったということはですね、たいへんけっこうには見えるんでございますけれどもね、けっこうには見えるってことは、それだけいろんなその予防衛生だとか、そういうものが浸透して行って、実際の診療の回数なり、そういうものが減っていったちゅうなら、たいへん喜ばしいことなんだが、これだけこう、減額になってくるちゅうことは、例えば、法の改正によって本人の負担が確か増えているはずなんだよね。

そういうことで、こういうものが減額になったのか、その理由をですねちょっと説明していただきたい。それが、今、言ったように法の改正によって、こういうふうに個人負担が増えた、そのためにこんだけ町の持出しが減ったというんであれば、さてこれはいささか喜ぶべきことなのか、どうなのかなと思うもんですからね、その辺をひとつ説明をしてください。

副議長（黒沢 誠君） 保健福祉課長、佐々木裕二君。

保健福祉課長（佐々木裕二君） お答えをいたします。医療費の減額になった要因としまして、今、お話ありました医療費の、9 月の医療保険の改正によることも、若干、要因としては挙げられるんでないかと思っておりますけれども。

当初、冬ですねインフルエンザの流行なども予想しまして、かなり多めに予算を見てました。その部分で、今年、以外とですねインフルエンザの流行がなかったということで、その辺が主な要因です。そんなような状況になっております。

副議長（黒沢 誠君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（黒沢 誠君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（黒沢 誠君） 討論はないようですのでこれから報告第2号を採決いたします。本案はこれを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

副議長（黒沢 誠君） 挙手多数であります。
よって本件は、これを承認することに決しました。

日程第5 報告第3号 専決処分の承認について

副議長（黒沢 誠君） 日程第5、報告第3号、専決処分の承認についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

〔助役 鈴木政輝君 登壇〕

助役（鈴木政輝君） 報告第3号、専決処分の承認についてをご説明申し上げます。次のページをお開き願います。専決処分書、平成9年度新得町老人保健特別会計補正予算専決第1号について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分するものであります。

次のページをご覧くださいと思います。平成9年度新得町老人保健特別会計補正予算専決第1号、この補正予算は第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,756万8千円を減額いたしまして、予算の総額を9億2,698万7千円とするものであります。

4ページ歳入をお開き願います。今回の補正は3月下旬にかけまして、歳入の額の決定があったものについて整理をいたしました。1款、支払基金交付金、2款、国庫支出金、3款、道支出金、5ページの6款、諸収入についてそれぞれ補正をいたしております。

今回の補正の財源調整は4款、繰入金の一般会計繰入金を減額いたしております。

6ページ歳出をお開き願います。1款、医療諸費では実績によりそれぞれ減額いたしております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご承認をお願いいたします。

〔助役 鈴木政輝君 降壇〕

副議長（黒沢 誠君） これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

副議長（黒沢 誠君） これをもって質疑を終結いたします。
本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（黒沢 誠君） 討論はないようですのでこれから報告第3号を採決いたします。本案はこれを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

副議長（黒沢 誠君） 挙手多数であります。
よって本件は、これを承認することに決しました。

日程第6 議案第33号 町税条例の一部を改正する条例の制定について

副議長（黒沢 誠君） 日程第6、議案第33号を議題といたします。町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。税務課長、小森俊雄君。

[税務課長 小森俊雄君 登壇]

税務課長（小森俊雄君） 議案第33号、町税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

1枚開いていただきまして、改正理由でございますけれども、総合経済対策による地方税制改正のため本条例を一部改正しようとするものでございます。今回の改正内容でございますけれども、国の総合経済対策による追加特別減税が、今国会で審議中でありますので、現在の納期では納付書の発行ができない状況であるために、条例第40条第1項の普通徴収にかかる町民税の第1期納期を、6月1日から6月25日を、7月1日から7月25日に変更するものであります。

なお、この改正納期については平成10年度限りといたします。また、特別徴収にかかる納付書の発行につきましては、地方税法の321条の4、第2項の規定によりまして、5月31日となっておりますけれども、今回、国会で地方税法の改正がなされまして、1か月程度延期される予定になっております。

次に追加減税の内容について、ちょっとご説明申し上げたいと思っておりますけれども、法律が施行されますと、住民税では、先に決定されております減税額、本人8千円に9千円が足されまして1万7千円となります。配偶者及び扶養親族につきましては、1人につき現行4千円でございますけれども、4,500円を足しまして8,500円とするものであります。例といたしまして、4人家族では現行2万円がですね、4万2,500円の減税額になります。これも所得税と合わせて計算いたしますと、現行の6万5千円が13万7,500円の減税ということになります。

本文を省略させていただきますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

[税務課長、小森俊雄君 降壇]

副議長（黒沢 誠君） これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

副議長（黒沢 誠君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（黒沢 誠君） 討論はないようですのでこれから議案第33号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

副議長（黒沢 誠君） 挙手多数であります。

よって議案第33号は、原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

副議長（黒沢 誠君） これにて、本会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、平成10年臨時第3回新得町議会を閉会いたします。

（宣告 10時22分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

第 3 回 臨 時 町 議 会 会 議 録 目 次

第 1 日 (1 0 . 5 . 1 9)

○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○日程第 1 会議録署名議員の指名	3
○日程第 2 会期の決定	3
○諸般の報告	3
○町長行政報告	3
○日程第 3 報告第 1 号 専決処分の承認について	4
○日程第 4 報告第 2 号 専決処分の承認について	5
○日程第 5 報告第 3 号 専決処分の承認について	7
○日程第 6 議案第 3 3 号 町税条例の一部を改正する条例の制定について	7
○閉会の宣告	8